

なくそう公務災害

～ 事例紹介 ～

埼玉県教育局教育総務部教職員課

学校内における公務災害の事例を紹介します。これらは実際に起こりうる公務災害のほんの一例です。

業務中のあらゆる場面に危険は内在しています。常に「もしかしたら災害が発生するかもしれない」という意識を持って慎重に行動することが、公務災害防止につながります。職場全体で、災害のない安全な職場づくりを目指しましょう。

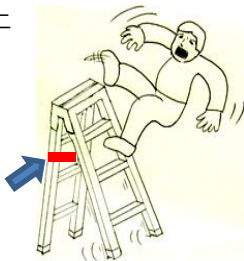
No.1 脚立・はしごの使用

- 木の剪定を行うとき
- 運動会などの看板や飾りを設置しているとき
- 高いところにひっかかったボールなどを取る時
- 体育館のステージへ昇り降りするとき

脚立・はしごを使用する際は、安定した足場で作業を行う

- ★脚立がカタカタいっていませんか
- ★安全金具はかかっていますか
- ★脚立の一番上に立たない

安全金具



No.2 階段を昇降中

- 急いでいて階段を踏み外す
- 階段の滑り止めの凹凸に足を引っ掛けるなどして落下・転倒する
- 階段の付近で生徒・児童と一緒にいる時に、引っ張られたり、よろめいたのを支えようとして転落する

慌てず、周囲を確認しながら行動する

- ★階段を駆け上がらない、駆け下りない
- ★足をしっかり上げることを心がける
- ★階段付近での立ち位置を考える



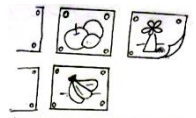
No.3 室内の高い位置での作業中

- 教室内の掲示物を貼ったり剥がしたりする際や高い場所の清掃の際に、バランスを崩して落下する
- 落下した時に、机や棚の角に強打したり、床に落ちている物などを踏み抜いたりする

高い位置で作業する際は、足元を確認しながら行う

- ★足元は安定していますか

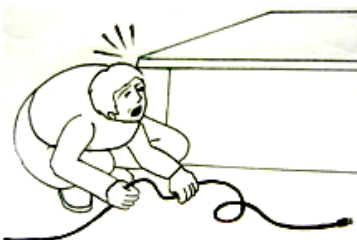
★回転椅子など、不安定な足場は絶対に使用しない



No.4 室内低い位置での作業中

- ケーブル配線時や大きな掲示物を床で作成するとき、頭を机や棚の角にぶつける

周囲を十分に確認して作業する



No.5 移動中(滑り)

- 床やプールが清掃で濡れているとき
- 冬季、地面が凍っていたり、雪が積もっているとき

濡れた場所に対応した履物を履き、慎重に歩く



No.6 移動中(つまずき)

- 地面の段差、窪み、木の根、石などにつまずき転倒する
- 段差やコード、床に置かれた物などに足を引っ掛けて転倒する

不適切な場所に物を置かない

★校舎内外の整理整頓を

- ★動線上に荷物を置かない



No.7 戸の開閉中

○教室の戸、防火扉、校門、体育館の扉などに手指を挟む

自分で慌てて閉めて挟むことのないよう、落ち着いて十分に確認する

★複数人で作業をする場合は、お互い声を掛け合い、位置を把握する



No.8 運動指導中(衝突・転倒)

○人と衝突する
○着地時に足を捻る
○児童生徒と混じって試合に参加する時や、児童生徒に模範を見せる時に多い

広範囲への注意力をそらさないようにする

★十分な準備運動を行うと同時に、無理な動作は行わない



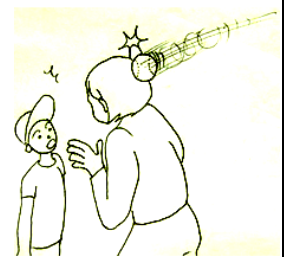
No.9 運動指導中(道具強打)

○飛んできたボールがぶつかる
○近くで振られたラケットやバットがぶつかる
○授業や部活・クラブ活動の指導中、他の職員と会話したり、生徒に声掛けをした時に起こることが多い

広範囲への注意力をそらさないようにすること

★グラウンドが見える位置に立つ

★素振りの仕方
の指導を徹底する



No.10 機器・刃物の使用中

○裁断機、フードプロセッサー、カッター、彫刻刀、包丁、ミシン、その他の機械・器具の使用
中、また、準備片付け中

正しい使用方法を守って使用すること

★機器が正常に作動するか確認する
★注意が散漫になるため、同時に他の作業はしない



No.11 キャビネットの使用

○棚やキャビネットが倒れたり引き出しが落下する
○床に出した机などの引き出しにつまずく
○書類の整理中に多い

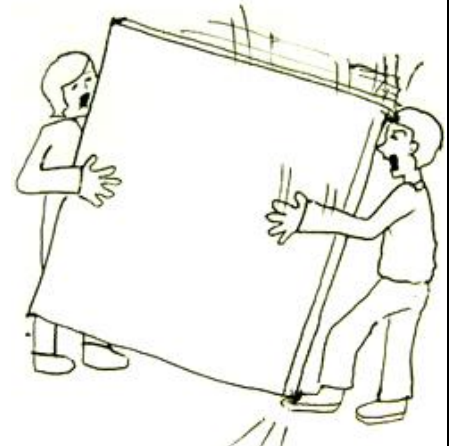
棚やキャビネット等に転倒防止策を講じた上で、安全に配慮しながら作業を行う



No.12 荷物運搬中

○授業の教材、卓球台、サッカーゴール、机や椅子、学校行事の飾りや看板等を運搬中
○体を強打する、手指を挟む、足に落とすなど

複数人で作業をする場合は、お互い声を掛け合い、注意を喚起する



No.13 介助中

- 興奮した生徒を落ち着かせようとして叩かれる
- 抱きかかえた児童が突然パニックになったことでバランスを崩して足を捻る
- 特別支援学校に特に多い

児童の障害の特性に応じた対応ができるよう、情報共有に努める



No.14 ガラス等破片

- 窓ガラスが割れ、片付けようとして誤って手指を切る。ピーカー、皿、花瓶なども考えられる
- 後片付けは、軍手などを使い素手で行わない



No.15 高温器具使用中

- 理科、技術科、家庭科の授業や部活・クラブ活動や調理業務中に火傷する
- コンロ、ガスバーナー、はんだごて、アイロン等の使用や熱湯、油の使用時には、同時の作業は行わず、慎重に対応する

No.16 高温環境

- 炎天下の運動等による熱中症の発生など
- 天候に応じた活動をすると同時に、十分な水分補給等の対応を取る

注意：公務災害の認定は、地方公務員災害補償基金埼玉県支部が個々の状況により判定しています。今回紹介した事例と類似の負傷であったからといって、必ずしも認定されるとは限りません。

準備運動はしましたか？ 点検はしましたか？ 誤った使用方法をしていませんか？
 作業に適した服装ですか？ 正しい手順ですか？ 作業に適した人数ですか？
 気持ちに慣れや思い込みや焦りはありませんか？ >> もう一度見直してみましょう。

もし公務災害・通勤災害が起きてしまったら…

すぐ病院を受診し、医師には公務災害又は通勤災害の手続をとる予定であることを話してください。

この場合、原則として共済組合員証の使用（いわゆる保険診療）はできません。医師と相談のうえ、認定されるまで支払を保留するか、不可能なときは現金払いをする（必ず領収書をもらっておく）こととなります。ただし、緊急やむを得ない場合や認定に時間がかかっている場合等は、認定されるまでの間、福利課の了解を得たうえで組合員証を使用することができます。（この場合にも領収書をもらっておいてください。）

また、被災した旨を所属長に報告し、所属所と協力して速やかに公務災害認定請求の手続きをしてください。（補償請求には時効がありますので、速やかに請求書の作成をお願いします。）

認定されても補償の対象とならない場合がありますので、次の場合、事前に担当へ御相談ください。

- 自己の判断で転医をした
- 歯の治療を行った
- はり、きゅう、マッサージを受けた

※ 制度や請求手続きの詳細は「公務災害補償 事務処理の手引」（平成25年3月版、各校1冊配布済）を参照してください。

加害者がある場合

第三者の行為によって負傷してしまった場合には、原則として損害賠償責任のある加害者から直接賠償を受けることとなります（生徒や保護者の行為が対象になる場合もあります）。ケースにより事務の流れや書類が異なりますので、認定請求する前に担当へ御相談ください。

問い合わせ先

埼玉県教育局教育総務部教職員課 総務・退職手当担当

電話 048-830-6665

HP : <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2205/kyouiku-koumusaigai3.html>

～ 事例紹介（通勤災害編） ～

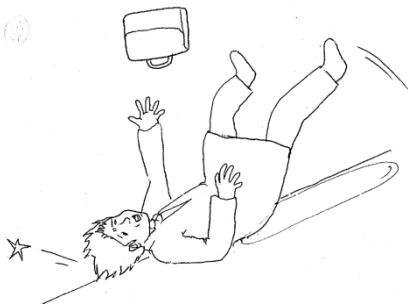
埼玉県教育局教育総務部教職員課

通勤災害の事例を紹介します。いつも通る慣れた道ほど安易な判断をしがちです。ひとたび交通事故に遭えば重症や死亡等の重大な影響をもたらす危険があります。日頃から細心の注意を払うように心がけましょう。

No.1 つまずき・転倒

- 駅の階段から転落する
- 凍った路面で転倒する

急いでいるときや、降雪などいつもと状況が異なるときには、特に注意する

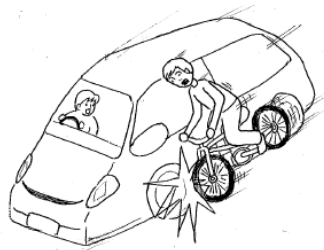


No.2 自転車・自動二輪車の事故

- 直進時の自動車との接触
- 交差点での対向車との衝突
- 危険回避を試みた際の転倒
- カーブや路肩での転倒などの単独事故など

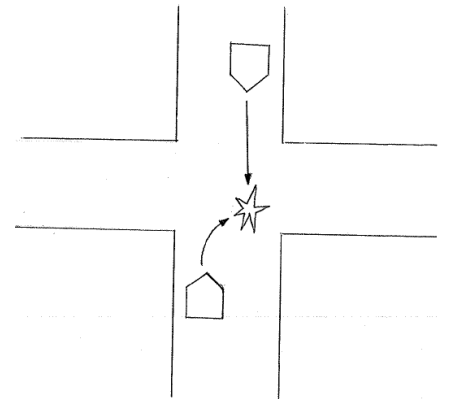
常に周囲に注意を払うとともに、安全運転を徹底する

★自転車・二輪車での交通事故が多発しています。十分注意してください！



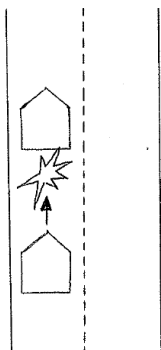
No.3 交差点での衝突事故

- 右折車と対向車との衝突
- 右折車と対向車の陰から直進してきた二輪車との衝突
- 道路を横断する歩行者と衝突



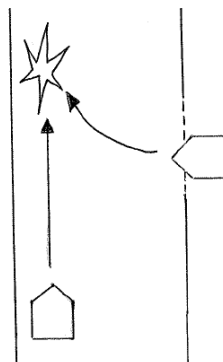
No.4 後続車の追突事故

- 渋滞時の追突
- 信号が赤から青に変わった時の追突



No.5 外出入車の衝突事故

- 駐車場やガソリンスタンド等から道路へ入る車と直進車との衝突



No.6 その他の重大な事故

- 信号などで停止している自動車と自動車の間からの飛び出し
- 横断歩道のない道路の横断
- 信号無視、一時停止無視、狭い路地での接触、左折時巻き込み等



気持ちに急ぎ・焦り・慣れはありませんか？ 時間に余裕を持って行動していますか？
 注意深く状況を確認して危険を予測できていますか？
 自転車、自動車等の運転時、急発進・急ブレーキをしていませんか？
 車間距離を十分にとっていますか？

➤ もう一度見直してみましょう。